

ライブカフェ・ダルセーニョ、スタジオ・ムーンウォーク 施設利用規約

甲：本施設を利用し、または利用しようとする個人、法人、および団体を以下「甲」という。

乙：ありさんプロ株式会社を以下「乙」という

施設：福岡市南区大楠三丁目19-27 ありさんビル

3F ライブカフェ・ダルセーニョ、4F スタジオ・ムーンウォーク

第一条【施設について】

- ・本施設内の火気の使用は絶対にお控えください。
- ・ライブカフェ・ダルセーニョでの喫煙は、乙が指定する喫煙所をご利用ください。
- ・スタジオ・ムーンウォークは禁煙です。
- ・酒気を帯びた方のスタジオ・ムーンウォークの使用は、お断りします。
- ・甲に関して、不適切な態度、迷惑行為と乙が判断した場合は、施設から退出して頂きます。
- ・施設内の機材は予告なく変更する場合があります。予約前に機材利用の申し込みをしてください。
- ・施設内はモニターカメラによる管理をします。場合によっては録画します。
- ・施設内は無料でインターネット接続をご利用いただけます。但し接続の不具合やご使用により何らかのトラブルが発生しても責任は一切負いません。あらかじめご了承の上ご使用下さい。
- ・セッティング、後片付けは施設使用時間に含まれております。
- ・機材の取り扱いは細心のご注意をお願いします。説明書の参照やスタッフの説明を受けてください。
- ・施設内の機材破損を発見した場合は、至急スタッフにお知らせください。
- ・施設内で発生した事故や怪我、お客様の持ち込み機材などの破損に関して、一切の責任を負いません。
- ・甲の行為を原因とした施設内に設置した機材の破損につきまして、修理代を請求いたします。

- ・甲の行為を原因として施設の休業等が発生した場合には、一日当たり1万円を請求いたします。
- ・機材の位置を移動した場合は、使用時間内に所定の位置に戻してください。
- ・乙の名誉もしくは信用を棄損する行為があった場合、即時本施設から退場していただきます。
- ・店内での貴重品の紛失・盗難、専用駐車場のトラブルに関しては、一切の責任を負いません。
- ・18歳未満の22時以降の本施設への出入りを禁止します。

第二条【ご予約について】

- ・ご予約の確定は、本規約に署名し、登録した会員ご本人からのご予約のみとします。
- ・会員登録前、または代理の方による予約は、全て仮の予約とさせていただきます。
- ・仮予約の一週間以内、本施設利用日の1週間前のどちらか早い方に確定予約をして頂きます。
- ・開催日の1週間前以降は、確定予約のみを受け付けます。
- ・仮予約期間中、後に他者から同一日程の予約の希望がある場合は、乙からの連絡により、即日確定予約をして頂くか、または、仮予約は抹消されます。
- ・天災地変等の際、ご予約日程の保証はできかねます。
- ・利用希望日程は、乙の都合により、ご予約をお取り出来ない場合があります。
- ・ご予約日程は、乙の都合により、お取り消しする場合があります。その際、1ヶ月前までに予告します。

- ・弊社よりご予約日程について確認の連絡をさせていただく場合があります。その際、連絡がつかない場合はその時点でご予約をお取消しする場合があります

第三条【料金、キャンセルについて】

- ・別途乙が定める料金表に従います。
- ・キャンセル料金は、1週間前までは無料、前金は返金致します。
- ・1週間前の翌日を過ぎてからのキャンセル料金は50%と致します。キャンセル料お支払額に、前金を算入できます。
- ・キャンセル料金は、キャンセル後1週間以内にお支払いください。
- ・キャンセル料金未納の催告があった場合、速やかにお支払いください。キャンセル対象の施設利用日程後1ヶ月を過ぎても未納の場合は、以後施設のご利用は出来ません。

第四条【定期・長期利用について】

- ・連続7日以上、毎週の定期利用は1年先までお申込みできます。
- ・連続利用は利用日数合計の半額、定期利用は1ヶ月分の半額を、前金としてお支払いいただきます。

第五条【会員登録等について】

- ・会員登録申請書または施設利用申込書の提出をもって、本規約に同意したものといたします。
- ・身分証明書写しの提出、および会員登録申請書または施設利用申込書の乙の受領をもって会員登録といたします。
- ・乙は独自の判断により、甲の会員登録をお断りする場合があります。
- ・登録会員の契約期間は、登録日から1年間です。期間中および期間終了後、本規約に変更があった場合には、その時点の規約が優先します。
- ・下記項目に該当する場合は、会員資格を抹消し、先のご予約を取り消します。

○会員登録情報に虚偽の情報を提出された方

- 会員登録情報に変更があったにも関わらず、長期間変更のご連絡をいただけない場合
- 会員規約に違反した場合
- 本スタジオの名誉、信用を傷つけた場合
- 本スタジオの秩序を乱した場合
- 本スタジオの品位を損なう行為のあった場合
- 公序良俗に反する行為、法律等に違反する行為、犯罪に結びつく行為またはその恐れのある行為があった場合
- 脅迫や暴力的な要求行為
- 音楽等その他の文化的活動に支障をきたす音量の発生、掲示、文書等を流布する行為
- その他前各号に準ずる行為
- その他、乙が不相当と認めた場合
- 甲は、自己および自己の職員について、現在、暴力団、暴力団員、元暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、その他これらに準ずるもの、および関係するものに該当しないことを確約する。

本規約の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をした場合には、乙は催告することなく本契約を解除することが出来ます。

以上